

出品作法の遵守

1. 守るべき出品牛マナー

- 1) 牛体のいかなる部分でも、医療的整形をしてはならない。
- 2) 薬剤などを使用して不自然に活気づける、あるいは神経過敏を防ぐ、跛行を隠すなどの行為をしてはならない。
- 3) 牛体部分の凹みをたたいて盛り上げる、皮下に異物を挿入する、パウダーなどで外貌の輪郭を変えるなどの行為をしてはならない。
- 4) 不自然な方法で、乳房の形を調整したり、乳頭の形や方向を修正してはならない。
- 5) 色素などを利用して、牛体特に乳房の自然の色彩を変えてはならない。
- 6) 過度の給水など人工的方法で腹部を膨らませてはならない。
- 7) 背線や尾根部などに過剰な体毛操作（つけ毛、植毛）を施してはならない。
- 8) 背線や尾根部の毛の長さは3 cmを超えてはならない。

2. 守るべき出品者マナー

- 1) 服装は、上下とも白色のものを着用し、牧場名等の文字を入れてはならない。
- 2) 品位ある態度で序列決定に従い、審査講評が終わるまで、みだりに出品牛を動かしてはならない。
- 3) 審査中に出品牛の間隔をみだりに空けたり、他の出品者の妨げとなる行為をしてはならない。
- 4) 産次及び分娩月日等を不正確に伝えてはならない。

3. 出品牛の確認

過剰な準備を施していると認められる時は、直ちに行為の停止、若しくは人工的に加えられた異物等の排除と、獣医師による診療カルテ・診断書等の提出を求めることがある。

これらに従わない場合、若しくはその行為が悪質であると認められた時には、ショウへの出品を拒否することがある。